

幸田町定員適正化計画

再任用職員以外の常勤の職員は、退職者の補充として職員を採用するのを原則とする。

保育士は、必要見込数に対し53人不足。この計画期間で2人増員を目指し、その分、事務職員の採用を減らす。

事務職員が減少した分は、再任用職員で補う。

消防職は、その出動体制を維持するため増員し、56人を目指す。

なお、この計画期間における定年は、全て60歳（用務員及び調理員は、63歳）として見込んだ。

平成34年度の定年退職者が多いため、平成33年度に早期退職の募集を行い、各年の退職者数の均一化を目指す。

用務員は、非常勤の職員で対応するものとし、常勤の職員の採用は、しない見込み

再任用職員は、任期の上限を設けないため、増加の見込み

(単位 人)

基準日	再任用職員以外の職員 (常勤) 総職員数	再任用職員				
		総職員数			(うち新たな再任用)	
		常勤	短時間	合計	常勤	短時間
平成32年4月1日	348	0	21	21	0	3
平成33年4月1日	348	0	25	25	0	4
平成34年4月1日	348	0	27	27	0	2
平成35年4月1日	348	0	34	34	0	7
平成36年4月1日	348	0	40	40	0	6

備考

- 職員数は、特別職及び地方自治法第252条の7第1項の規定により共同して設置した内部組織の職員を除く。
- この計画期間における定年は、全て60歳（用務員及び調理員は、63歳）として見込んだ。